

家族信託・個人による 活用事例

⑨

-生活再建支援信託-

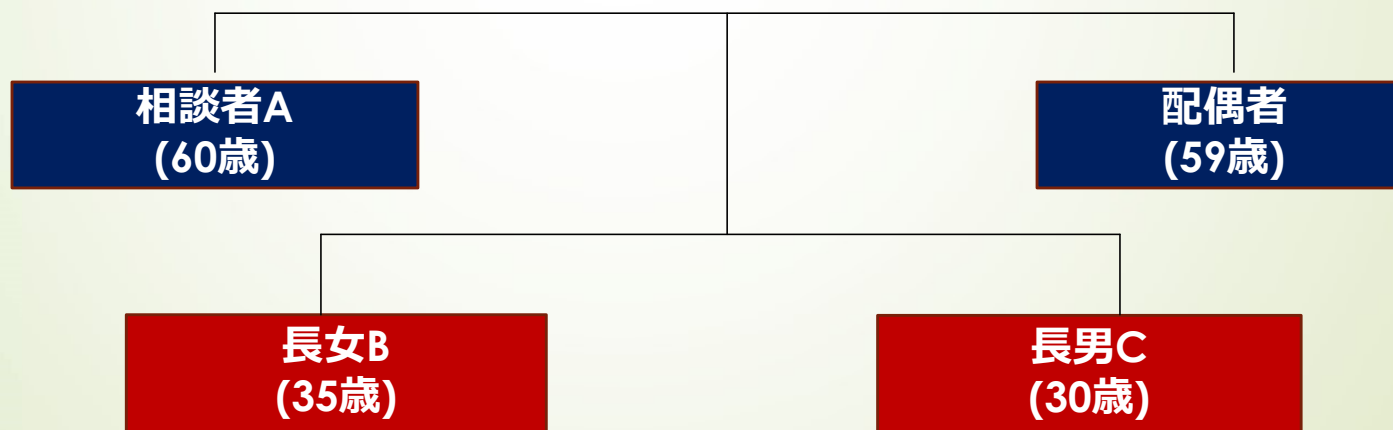


1.事例の概要

①相談者：A氏(60歳)東京都在住

②事例背景：

- A氏には、長女B(35歳)と長男C(30歳)がいる
- 長男Cは浪費家**→常時、両親や姉に金の無心を行っている
- A氏は、将来的に長男Cが多額の相続財産を受けると→たちまち浪費することを懸念している
- 長女Bは長男Cと仲は悪くないが…
- 両親の死後→**金銭トラブルを起こしたくない**と考えている



2.家族信託以外の対策例・その課題点

1.対策例①：遺言で長男Cの財産管理する後見人を付ける

- 第三者が後見人に付くことにより…
- 長男Cの財産管理を行い、浪費から守る

2.対策例①の課題点：

- 現行法では後見人や保佐人を付けることは出来ない
- 「制度の谷間」→解決案は難しい



相談者Aの財産状況

資産概要	金額	備考
収益不動産	土地評価額 1億円	賃料収入 約1,000万円/年
預金等	2,000万円	-
生命保険	3,000万円	受取人 長女B

3.家族信託を活用した提案

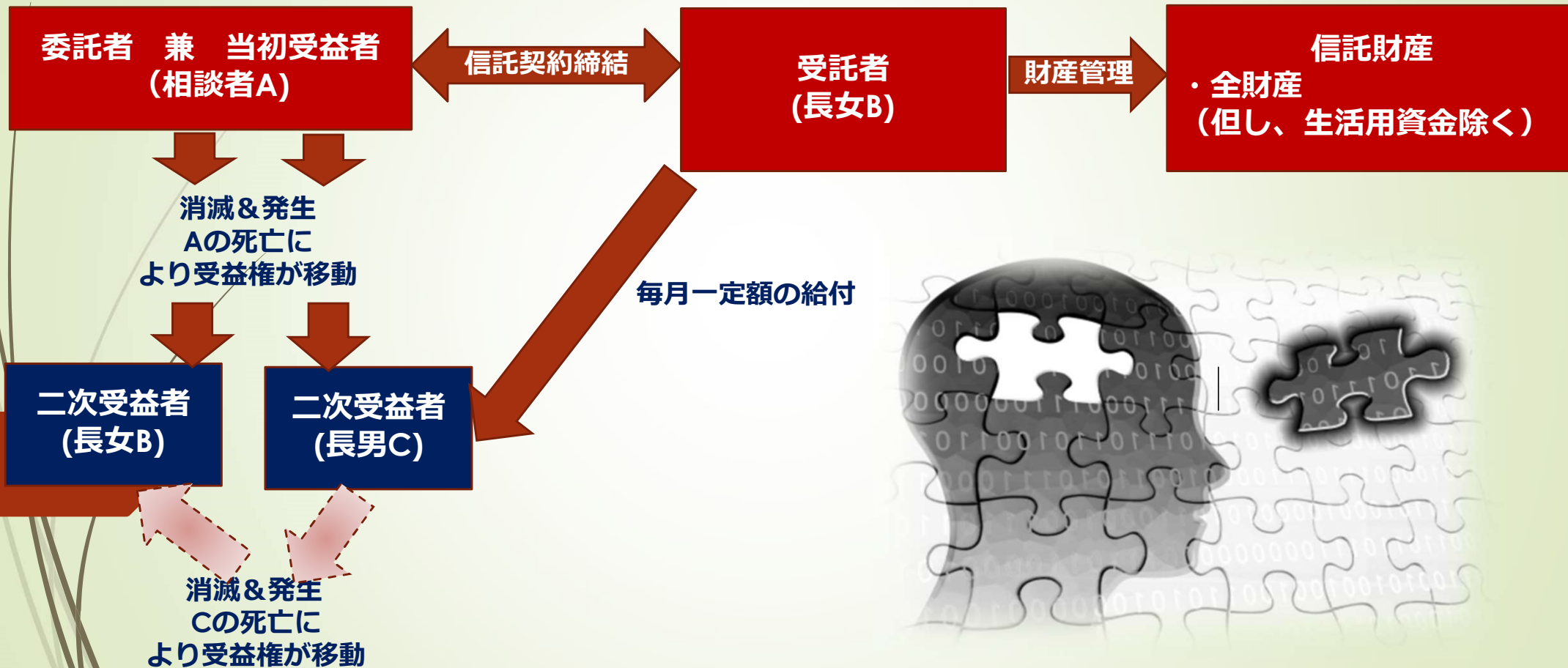
●対策例：A氏と長女B・長男Cによる、家族信託契約を締結する

①具体的内容：信託契約の登場人物は以下の通りとする

- ・ **A氏を委託者兼当初受益者**とし…
- ・ **長女Bを受託者**とし…
- ・ **長女B・長男Cを二次受益者**（均等割合）とし…
- ・ **長女Bを三次受益者**とし→全財産を信託財産とする家族信託契約を締結（但し、生活用資金を除く）
- ・ 二次受益者Cに対して←日常生活に必要な一定金額のみを、
→受託者Bから給付する内容とする



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

① Cは遺産を取得する権利は得られるが？・・・

- 「毎月一定額のみ」が実際に手を出来る
- 「消費に抑制がかかる」
- 「A氏は安心して」Cにも遺産所得を可能

② Cの財産管理を行うBにとっても・・・

- 「家族信託契約に基づき」
- 「毎月一定額」のみをCに渡さないことについて
- 「法的な裏付け」を持つことが出来る

③ Cが激しい浪費家（例：ギャンブル依存症・アルコール依存症）の場合・・・

- 多額の金銭を所持させないことが、
- 依存症の治療につながることも考えられる

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

